

令和6年(2024年)3月12日  
姫路市監査指導課

## 指定介護老人保健施設における日常生活に要する費用の取扱いについて

指定介護老人保健施設における日常生活に要する費用について、姫路市での取扱いは以下のとおりですので、適正な介護老人保健施設サービスの提供に努めてください。

姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第56号)第13条第3項第6号関係

### 【徴収不可能なもの】

- ・シャンプー、リンス、石鹸、タオル、バスタオルに係る費用
- ・歯ブラシ、歯磨き粉に係る費用
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー、おしぼりに係る費用
- ・飲料水(単なる利用者の嗜好品を除く。)に係る費用
- ・食堂や共同生活室等に配置する新聞や雑誌等に係る費用
- ・その他すべての利用者を対象としたイベントや機能訓練などに必要となる材料費など

### 【徴収可能なもの】

- ・入所者、入居者又は入院患者(以下「入所者等」という。)の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ・入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ・健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
- ・預り金の出納管理に係る費用
- ・衣類の洗濯代

### 【考え方】

- ・利用者が施設で生活する上で、通常必要となる物品等に係る費用は介護報酬に含まれると解されているところ、事業所がすべての利用者に対し一律に提供する日常生活用品については、その費用をすべての利用者から画一的に徴収することは認められない。従って、上記徴収不可能なものについては、施設において用意しなければならない。

- しかしながら、施設指定のものや共用のものを使用することに抵抗がある利用者や、個人の嗜好に基づき、事業所が用意した日用品以外の特定の銘柄の日用品を希望した場合は、その実費を徴収することができる。